



新潟市西蒲区 空き家 バンク

登録して
みませんか？



「新潟市西蒲区空き家バンク」とは、西蒲区内にある空き家について、売却や賃貸を希望する所有者から提供を受けた物件情報を、購入や賃借を希望する方へ提供する制度です。

物件情報は全国版空き家バンクサイトに掲載し、空き家を利用したい方に広く情報発信されます。

「新潟市西蒲区空き家バンク」は、本市の空き家対策について連携協定を締結している不動産団体※の協力のもとで実施しています。※公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部

空き家の所有者



相談・申請

空き家バンクに登録を希望する方は**事前相談**
(相談後に申請となります)



協力不動産団体が推薦した宅地建物取引業者との仲介契約や物件調査を経て空き家バンクに登録

西蒲区空き家バンク

全国版空き家バンクに掲載



西蒲区役所

空き家バンクの窓口
登録申請の受付
物件の登録・掲載



連携・協力

協力不動産団体

宅地建物取引業者

空き家バンクの事前相談
登録物件の調査
売買・賃貸契約の仲介



内覧・説明

空き家バンクで物件を閲覧し、活用(購入・賃借)を希望する場合は、区役所に問合せ



空き家の内覧や条件などの連絡や説明は、仲介する宅地建物取引業者が対応

宅地建物取引業者の仲介による交渉・契約

- 空き家バンクは、登録された空き家の情報を購入・賃借希望者へ提供するものであり、買取や寄付を受け付けるものではありません。
- 新潟市役所・西蒲区役所は、不動産の仲介・売買・賃貸に係る契約及び交渉について関与しません。
- 登録された空き家は、所有者が適切に管理する必要があります(市や協力不動産団体等が管理を行うものではありません)。
- 空き家バンクへの登録は無料ですが、売買・賃貸契約成立時に宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。



新潟市西蒲区空き家バンク 空き家バンク登録から成約までの流れ

01

事前相談・登録申請

空き家バンクへの登録を希望する方は、区役所にご連絡ください。

協力不動産団体とともに事前相談を行います。

その後、必要書類を添付して登録申請書を提出してください。

02

物件調査・仲介契約

協力不動産団体が選定した担当不動産業者（宅地建物取引業者）をお知らせします。

担当不動産業者と協議し、物件調査や仲介（不動産媒介）契約を締結してください。



03

バンク登録・情報発信

物件調査による情報をもとに、空き家バンクに登録します。

全国版空き家バンクに掲載され、空き家を活用したい方に広く情報発信されます。



04

問合せ対応・物件説明

利用希望者からの問合せは区役所で受け付け、担当不動産業者に連絡します。

担当不動産業者は、所有者と連絡・調整しながら、利用希望者への物件説明や内覧などに対応します。

05

交渉・契約

担当不動産業者が仲介し、売買・賃貸契約に係る交渉や契約を進めます。



- 空き家バンクに登録できる空き家は、西蒲区内の一戸建て住宅（住居部分が過半を占める店舗等併用住宅を含む）です。

- 不動産仲介契約を締結済みの場合や担当不動産業者と仲介契約しない場合、空き家バンクへの登録はできません。

- 空き家バンクへの登録は無料ですが、売買・賃貸契約成立時に宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。

- 空き家バンクの登録期間は2年間です(更新可能)。

空き家バンクに関する支援制度

空き家の家財道具等の処分を支援します！

補助対象となる空き家

空き家バンクに登録された空き家

補助対象となる経費

空き家の家財道具等の搬出、運搬、処分、附帯する清掃等

補助率・上限額

対象経費の1/2（上限20万円）

購入した空き家のリフォームを支援します！

補助対象となる空き家

空き家バンクに登録された物件を購入し、10年以上居住予定であること

補助対象となる経費

空き家のリフォーム、ハウスクリーニング

補助率・上限額

対象経費の1/2（上限50万円）

● 家財道具等の運搬及び処分は、一般廃棄物処理業者に発注するものに限ります。

● 上記は支援制度の概要です。詳細な要件や手続きなどについては下記へお問い合わせください（補助金交付要綱もご確認ください）。



新潟市西蒲区地域総務課 総務・安心安全グループ
TEL 0256-72-8129 E-mail: chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp

令和7年11月作成

詳しくは西蒲区
ホームページをご覧ください

